



8. 長岡市が行うサービス・事業


ひとり暮らし高齢者への支援

安心連絡システム	
内容	自宅に機器を設置して行う、24時間対応の緊急通報・見守りサービスです 緊急時にボタンを押すと、コールセンターにつながります また、安否センサーで利用者の動きを確認し、病気やけがで長時間動けなくなっていた場合や火災警報器が検知した場合には、コールセンターに自動通報します コールセンターでは、看護師等が対応し、必要に応じて消防署やあらかじめ登録された近隣協力者、親族に連絡します
対象	65歳以上のひとり暮らしの高齢者等
料金	市町村民税非課税世帯：月額500円 市町村民税課税世帯：月額1,500円 生活保護受給世帯は無料
備考	詳しくは市ホームページをご覧ください  ホームページ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/zaitaku_survice.html
問合せ	長岡市幸町2丁目1番1号（さいわいプラザ） 長岡市長寿はつらつ課 TEL:39-2268

在宅で介護する人の支援


在宅介護者支援金	
内容	在宅の常時介護が必要な高齢者を介護する同居家族に支援金を支給 (月額：要支援2～要介護2…3,000円、要介護3～5…5,000円)
対象	次の条件すべてに該当する65歳以上の高齢者と同居し、常時在宅で介護している家族 ・市内に住所を有し、かつ、市内に居住している ・介護保険の要介護認定が要支援2以上 ・認知症、又は、常時おむつの使用が必要（詳細な基準は別に定める） ※ケアマネジャー又は地域包括支援センターの職員が判定
備考	詳しくは市ホームページをご覧ください  ホームページ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/zaitaku_survice.html
問合せ	長岡市幸町2丁目1番1号（さいわいプラザ） 長岡市長寿はつらつ課 TEL:39-2268

認知症高齢者家族やすらぎ支援員


内容	認知症高齢者を介護する家族が外出や休養が必要な時間帯に、対象者の見守りや話し相手として「やすらぎ支援員」を派遣
対象	おおむね60歳以上で、事業対象者（基本チェックリスト該当者）又は、要支援1～要介護2と認定され、認知機能の症状に判定がある方を介護するご家族 ※同居ではなく、介護のために頻繁に家に通う方も対象です ※介護者及び見守り対象者の両方の住民登録が長岡市内の方のみ利用可能です
料金	2時間以内の場合、200円 2時間を越える場合、1時間につき100円を加算 生活保護受給者は無料
備考	詳しくは市ホームページをご覧ください  ホームページ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate06/service.html
問合せ	長岡市幸町2丁目1番1号（さいわいプラザ） 長岡市長寿はつらつ課 TEL:39-2268

● 高齢者の健康を増進

はり、きゅう、マッサージ施術費助成

内容	1回1,000円の助成券を交付（年間4枚）
対象	75歳以上
備考	詳しくは市ホームページをご覧ください  ホームページ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/zaitaku_survice.html
問合せ	長岡市幸町2丁目1番1号（さいわいプラザ） 長岡市長寿はつらつ課 TEL:39-2268

除雪の助成

要援護世帯除雪費助成事業	
内容	積雪による事故を防止し、生活不安を解消するため、要援護世帯（高齢者、母子、障害者世帯等）のうち、住居等の除雪ができない世帯に対し、除雪費を助成します 助成を受けるためには、あらかじめ登録が必要です 毎年10～12月に各地区の民生委員・児童委員を通じて申請を受け付けています
対象	本制度の要綱に定めている高齢者、母子及び障害者世帯等の要援護世帯で、次のすべてに該当する世帯 ①自力で除雪することが困難な世帯 ②市区町村民税が均等割のみ課税または非課税の者のみで構成される世帯（親族等他世帯の税扶養となっている場合は対象外） ③親族から労力による援助および経済的な援助が受けられない世帯 ※上記にかかわらず、生活保護法による被保護世帯は対象となりません
備考	助成上限額等の詳細は市ホームページをご覧ください  ホームページ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate08/josei2.html
問合せ	長岡市大手通1-4-10（アオーレ長岡東棟） 長岡市福祉総務課 TEL:39-2217

貸与

車いす貸与	
内容	歩行困難な高齢者等に車いすを貸与 ※事前予約はできません ※数に限りがあるため、在庫がない時はお貸しできません
対象	貸与期間は原則1か月 事情によっては年度内で4か月を限度に貸出可能
料金	無料
備考	詳しくは市ホームページをご覧ください  ホームページ https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/zaitaku_survice.html
問合せ	長岡市幸町2丁目1番1号（さいわいプラザ） 長岡市長寿はつらつ課 TEL:39-2268